

文書名	院内感染防止対策マニュアル E-8：個室隔離が必要な疾患・隔離期間一覧		
文書番号	感対-共手-マニュアル E-8-1-220601	ページ	1 / 1

E-8：個室隔離が必要な疾患・隔離期間 一覧

疾患	隔離期間
疥癬	<ul style="list-style-type: none"> ・陰性化するまで ・皮膚科医師の判断（1～2 週間）
肺結核	<p><院内で治療しない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR が判明するまで（転院まで） <p><院内で治療する場合></p> <ol style="list-style-type: none"> ①2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失している。 ②2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連続して3回陰性である。（3回の検査は、原則として塗抹検査を行うものとし、①による臨床症状消失にあつては、速やかに連日検査をすること。） ③患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ退院後の治療の継続及び他者への感染の防止が可能であると確認できている。（なお、確認にあつては、医師及び保健所長は、別紙に記載されている事項を確認すること。）
クロストリジウム・ディフィシル腸炎 （CD トキシン）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の便性状に戻ってから 48 時間経過（再燃の有無を確認するため）
MRSA（感染を起こしている場合） ※ICU の場合は保菌でも個室隔離	<ul style="list-style-type: none"> ・感染兆候が消失するまで
MDRP・VRE・CRE（保菌でも個室隔離）	<ul style="list-style-type: none"> ・陰性化を確認するまで
腸管出血性大腸菌感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染兆候が消失するまで
学校保健法の対象疾患 （インフルエンザ・ノロウイルスなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法の基準に基づく（院内感染症発生届 参照）
播種性帯状疱疹	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚科医師の判断（全ての発疹が痂皮化するまで）
帯状疱疹	<ul style="list-style-type: none"> ・原則個室隔離は不要であるが、以下の場合は個室隔離を検討する ①創部を閉鎖できない場合 ②同室者に免疫抑制状態の患者がいる場合 ③小児科病棟

その他、状況により医師と相談